

<基本資料集目次>

1. 法令関係	
・救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法	1
・同法施行令	5
・法の成立経緯	6
・医療法（抄）	7
・医療提供体制の確保に関する基本方針	9
・救急医療の体制構築に係る指針（抄）	11
・助成金交付事業制度（概念図）	14
・助成金交付事業を担う法人の登録制度設置に係るスケジュール	15
2. ドクターヘリ導入促進事業関連	
・ドクターヘリ導入促進事業について	16
・ドクターヘリの写真	17
・実施要綱（概要・本文）	19
・財源別ドクターヘリ費用内訳	22
・飛行範囲円の図	23
3. 搬送実績等関連	
・県別・年度別搬送件数	26
・ドクターヘリ導入県における広域搬送に係る体制と実施状況	27
・離島からのヘリコプター搬送（医師等添乗）の状況	28
・ドクターヘリ事業基本データ	29
・ドクターヘリによる実転帰と救急車による推定転帰の比較	31
・ドクターヘリによる治療開始時間の短縮効果等	32
・ドクターヘリ等導入における国際比較	33
4. 救急医療体制関連	
・救急医療体系図	34
・救命救急センター設置状況一覧	35
・救命救急センターにおけるヘリポート設置状況及び搬送状況	38
・消防防災ヘリコプターの保有状況	43
・消防防災ヘリコプター災害出動状況	44
・救命救急センタードクターカー運行状況	45
・各搬送手段における公費及び医療保険による支援	50

救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法（平成十九年法律第二百二号）

（目的）

第一条 この法律は、救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療が傷病者の救命、後遺症の軽減等に果たす役割の重要性にかんがみ、救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の全国的な確保を図るための特別の措置を講ずることにより、良質かつ適切な救急医療を効率的に提供する体制の確保に寄与し、もつて国民の健康の保持及び安心して暮らすことのできる社会の実現に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「救急医療用ヘリコプター」とは、次の各号のいずれにも該当するヘリコプターをいう。

- 一 救急医療に必要な機器を搭載し、及び医薬品を搭載していること。
- 二 救急医療に係る高度の医療を提供している病院の施設として、その敷地内その他の当該病院の医師が直ちに搭乗することができる場所に配備されていること。

（救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する施策の目標等）

第三条 救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する施策は、医師が救急医療用ヘリコプターに搭乗して速やかに傷病者の現在する場所に行き、当該救急医療用ヘリコプターに搭載した機器又は搭載した医薬品を用いて当該傷病者に対し当該場所又は当該救急医療用ヘリコプターの機内において必要な治療を行いつつ、当該傷病者を速やかに医療機関その他の場所に搬送する」とできる態勢を、地域の実情を踏まえつつ全国的に整備することを目標とするものとする。

2 前項の施策は、地域の実情に応じ次に掲げる事項に留意して行われるものとする。

- 一 傷病者の医療機関その他の場所への搬送に関し、必要に応じて消防機関、海上保安庁その他の関係機関との連携及び協力が適切に図られること。
- 二 べき地における救急医療の確保に寄与すること。
- 三 都道府県の区域を超えた連携及び協力の体制が整備されること。

（医療法の基本方針に定める事項）

第四条 厚生労働大臣は、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十条の三第一項に規定する基本方針（次条第一項において「基本方針」といいう。）に、救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する事項を定めるものとする。

(医療計画に定める事項)

第五条 都道府県は、医療法第三十条の四第一項の規定に基づき、基本方針に即して、かつ、地域の実情に応じて、同項に規定する医療計画を定め、又は同法第三十条の六の規定に基づきこれを変更する場合において、当該医療計画に救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保について定めるときは、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 都道府県において達成すべき救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に係る目標に関する事項
 - 二 救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療を提供する病院（以下単に「病院」という。）に関する事項
 - 三 次条に規定する関係者の連携に関する事項
- 2 都道府県は、前項の場合において、救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療が、隣接し又は近接する都道府県にまたがって確保される必要があると認めるときは、あらかじめ、当該都道府県と連絡調整を行うものとする。

(関係者の連携に関する措置)

第六条 都道府県は、救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の提供が行われる地域ごとに、病院の医師、消防機関、都道府県及び市町村の職員、診療に関する学識経験者その他の関係者による次に掲げる基準の作成等のための協議の場を設ける等、関係者の連携に関し必要な措置を講ずるものとする。

- 一 当該救急医療用ヘリコプターの出動のための病院に対する傷病者の状態等の連絡に関する基準
- 二 当該救急医療用ヘリコプターの出動に係る消防機関等と病院との連絡体制に関する基準

(救急医療用ヘリコプターの着陸の場所の確保)

第七条 国、都道府県、市町村、道路管理者（道路管理者に代わってその権限を行つ者を含む。）その他の者は、救急医療用ヘリコプターの着陸の場所の確保に関し必要な協力を求められた場合には、これに応するよう努めるものとする。

(補助)

第八条 都道府県は、病院の開設者に対し、救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の提供に要する費用の一部を補助することができる。
2 国は、予算の範囲内において、都道府県に対し、政令で定めるところにより、都道府県が前項の規定により補助する費用の一部を補助することができる。

(助成金交付事業を行う法人の登録)

第九条 病院の開設者に対し救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の提供に要する費用に充てるための助成金を交付する事業であつて厚生労働省

令で定めるもの（以下「助成金交付事業」という。）を行う當利を目的としない法人は、厚生労働大臣の登録を受けることができる。

2 次の各号のいずれかに該当する法人は、前項の登録を受けることができない。

- 一 第十二条の規定により登録を取り消され、その取消しの日から一年を経過しない法人
- 二 第十二条の規定による登録の取消しの日前三十日以内にその取消しに係る法人の業務を行う役員であつた者でその取消しの日から一年を経過しないものがその業務を行う役員となつていて法人

3 厚生労働大臣は、第一項の登録の申請をした法人が次の各号のいずれにも適合しているときは、その登録をしなければならない。

- 一 助成金交付事業に関する基金であつて厚生労働省令で定める基準に適合するものを設け、助成金交付事業に要する費用に充てる」ことを条件として政府及び都道府県以外の者から出えんされた金額の合計額をもつて、これに充てるものである」と。
- 二 助成金交付事業を全国的に適正かつ確実に行うに足りるものとして厚生労働省令で定める基準に適合するものである」と。

（報告又は資料の提出）

第十一条 厚生労働大臣は、助成金交付事業の適正な実施を確保するために必要な限度において、前条第一項の登録を受けた法人に対し、その業務又は経理の状況に關し報告又は資料の提出をさせることができる。

（指導及び助言）

第十二条 厚生労働大臣は、第九条第一項の登録を受けた法人に対し、助成金交付事業が円滑に実施されるように必要な指導及び助言を行つよう努めるものとする。

（登録の取消し）

- 第十三条 厚生労働大臣は、第九条第一項の登録を受けた法人が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すことができる。
- 一 不正の手段により第九条第一項の登録を受けたとき。
 - 二 第九条第二項各号に掲げる要件に適合しなくなつたとき。
 - 三 第十二条の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。
 - 四 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反したとき。

（公示）

第十四条 厚生労働大臣は、第九条第一項の登録をしたとき及び前条の規定により同項の登録を取り消したときは、その旨を官報に公示しなければならない。

(厚生労働省令への委任)

第十四条 第九条から前条までに定めるもののほか、第九条第一項の登録に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第九条から第十四条までの規定は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(健康保険等の適用に係る検討)

2 政府は、この法律の施行後二年を目途として、救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の提供の効果、救急医療の提供に要する費用の負担の在り方等を勘案し、救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の提供に要する費用のうち診療に要するものについて、健康保険法（大正十一年法律第七十号）、労働者災害補償保険法（昭和二十一年法律第五十号）その他の医療に関する給付について定める法令の規定に基づく支払について検討を行い、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法施行令（平成十九年政令第百九十一号）

内閣は、救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法施行令（平成十九年政令第百九十一号）を制定する。

救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法（平成十九年法律第二百三号）第八条第二項の規定に基づき、この政令で都道府県が同条第一項の規定により補助する額（救急医療用ヘリコプターの運航に関する費用等を勘案して厚生労働大臣が定めるところにより算定した額を限度とする。）に二分の一を乗じて得た額とする。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

「救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法」の成立経緯（法案提出から公布まで）

平成 18 年 7 月～11 月

与党ドクターヘリワーキングチーム（全 10 回開催）
において、法案の内容を検討

平成 19 年

4 月 26 日 参議院厚生労働委員会において、法案を同委員会より
提出する旨決定

4 月 27 日 参議院本会議において、法案採決

6 月 15 日 衆議院厚生労働委員会において、法案採決

6 月 19 日 衆議院本会議において、法案採決

6 月 27 日 法律公布（一部を除き、同日、施行）

第五章 医療提供体制の確保

第一節 基本方針

第三十条の三 厚生労働大臣は、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保（以下「医療提供体制の確保」という。）を図るための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めるものとする。

2 基本方針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 医療提供体制の確保のため講じよとする施策の基本となるべき事項
 - 二 医療提供体制の確保に関する調査及び研究に関する基本的な事項
 - 三 医療提供体制の確保に係る目標に関する事項
 - 四 医療提供施設相互間の機能の分担及び業務の連携並びに医療を受ける者に対する医療機能に関する情報の提供の推進に関する基本的な事項
 - 五 医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者の確保に関する基本的な事項
 - 六 次条第一項に規定する医療計画の作成及び医療計画に基づく事業の実施状況の評価に関する基本的な事項
 - 七 その他医療提供体制の確保に関する重要な事項
- 3 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。
- ### 第二節 医療計画
- 第三十条の四 都道府県は、基本方針に即して、かつ、地域の実情に応じて、当該都道府県における医療提供体制の確保を図るための計画（以下「医療計画」という。）を定めるものとする。
- 2 医療計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 都道府県において達成すべき第四号及び第五号の事業の目標に関する事項
 - 二 第四号及び第五号の事業に係る医療連携体制（医療提供施設相互間の機能の分担及び業務の連携を確保するための体制をいう。以下同じ。）に関する事項
 - 三 医療連携体制における医療機能に関する情報の提供の推進に関する事項
 - 四 生活習慣病その他の国民の健康の保持を図るために特に広範かつ継続的な医療の提供が必要と認められる疾病として厚生労働省令で定めるものの治療又は予防に係る事業に関する事項

五 次に掲げる医療の確保に必要な事業（以下「救急医療等確保事業」という。）に関する事項（ハに掲げる医療については、その確保が必要な場合に限る。）

イ 救急医療

ロ 災害時における医療

ハ べき地の医療

二 周産期医療

三 小児医療（小児救急医療を含む。）

ヘ イからホまでに掲げるもののほか、都道府県知事が当該都道府県における疾病の発生の状況等に照らして特に必要と認める医療

六 居宅等における医療の確保に関する事項

七 医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者の確保に関する事項

八 医療の安全の確保に関する事項

九 地域医療支援病院の整備の目標との他医療機能を考慮した医療提供施設の整備の目標に関する事項

十 主として病院の病床（次号に規定する病床並びに精神病院、感染症病床及び結核病床を除く。）及び診療所の病床の整備を図るべき地域的単位として区分する区域の設定に関する事項

十一 一二以上の前号に規定する区域を併せた区域であつて、主として厚生労働省令で定める特殊な医療を提供する病院の療養病床又は一般病床であつて当該医療に係るもののが整備を図るべき地域的単位としての区域の設定に関する事項

十二 療養病床及び一般病床に係る基準病床数、精神病床に係る基準病床数、感染症病床に係る基準病床数並びに結核病床に係る基準病床数に関する事項

十三 前各号に掲げるもののほか、医療提供体制の確保に関する必要な事項

3～12 [略]

第三十条の六 都道府県は、少なくとも五年）とに第二十条の四第一項第一号及び第九号に定める目標の達成状況並びに同項各号（第一号及び第九号を除く。）に掲げる事項について、調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、当該都道府県の医療計画を変更するものとする。

針方基本

4703 標

住所	岐阜県各務原市鶴沼各務原町4丁目269番地5	生	昭和38年9月19日生	李知愛	昭和43年11月30日生	李英植	平成4年1月3日生	李明桓	平成6年1月6日生	李尚桓	平成8年12月3日生	李尚桓	平成8年12月3日生	マリテス・タルク・マスダ	昭和44年10月7日生
住所	東京都世田谷区松原5丁目8番10号	生	昭和47年11月24日生	具嗣子	昭和47年11月24日生	趙津子	昭和43年5月21日生	千葉県市川市東菅野2丁目14番1-205号	千葉県市川市三浦葉山町一色1216番地4	趙達芳	昭和36年10月26日生	趙達芳	昭和36年10月26日生	糸網	昭和53年4月27日生
住所	東京都台東区柳橋1丁目13番11号	生	昭和44年10月7日	マリテス・タルク・マスダ	昭和44年10月7日生	李尚桓	平成8年12月3日生	山口県柳井市日根1372番地	山口県柳井市日根1372番地	孫炳龍	昭和53年4月27日生	孫炳龍	昭和53年4月27日生	李尚桓	平成8年12月3日生
住所	東京都国分寺市北町5丁目6番地6	生	昭和53年6月9日生	李尚桓	昭和53年6月9日生	李尚桓	昭和53年6月9日生	東京都国分寺市北町5丁目6番地6	東京都国分寺市北町5丁目6番地6	李尚桓	昭和53年6月9日生	李尚桓	昭和53年6月9日生	李尚桓	昭和44年10月7日生
住所	愛知県常滑市白山町1丁目174番地	生	昭和29年9月17日生	李尚桓	昭和29年9月17日生	李尚桓	昭和29年9月17日生	愛知県常滑市白山町1丁目174番地	愛知県常滑市白山町1丁目174番地	李尚桓	昭和29年9月17日生	李尚桓	昭和29年9月17日生	李尚桓	昭和44年10月7日生

住所	岐阜県各務原市鶴沼各務原町4丁目269番地7	生	昭和44年10月7日	李尚桓	昭和21年10月27日生	李尚桓	昭和21年10月27日生	富井雅美	昭和51年1月1日生	富井雅美	昭和53年1月1日生	富井雅美	昭和53年1月1日生	富井雅美	昭和44年5月10日生
住所	岐阜県各務原市鶴沼各務原町4丁目269番地8	生	昭和44年10月7日	李尚桓	昭和21年10月27日生	李尚桓	昭和21年10月27日生	富井雅美	昭和51年1月1日生	富井雅美	昭和53年1月1日生	富井雅美	昭和53年1月1日生	富井雅美	昭和44年5月10日生
住所	岐阜県各務原市鶴沼各務原町4丁目269番地9	生	昭和44年10月7日	李尚桓	昭和21年10月27日生	李尚桓	昭和21年10月27日生	富井雅美	昭和51年1月1日生	富井雅美	昭和53年1月1日生	富井雅美	昭和53年1月1日生	富井雅美	昭和44年5月10日生
住所	岐阜県各務原市鶴沼各務原町4丁目269番地10	生	昭和44年10月7日	李尚桓	昭和21年10月27日生	李尚桓	昭和21年10月27日生	富井雅美	昭和51年1月1日生	富井雅美	昭和53年1月1日生	富井雅美	昭和53年1月1日生	富井雅美	昭和44年5月10日生
住所	岐阜県各務原市鶴沼各務原町4丁目269番地11	生	昭和44年10月7日	李尚桓	昭和21年10月27日生	李尚桓	昭和21年10月27日生	富井雅美	昭和51年1月1日生	富井雅美	昭和53年1月1日生	富井雅美	昭和53年1月1日生	富井雅美	昭和44年5月10日生

住所	大阪市西成区長崎2丁目6番19号	生	昭和52年4月27日生	金善子	昭和52年4月27日生	金善子	昭和52年4月27日生	河政江	昭和34年11月4日生	河政江	昭和34年11月4日生	河政江	昭和34年11月4日生	河政江	昭和45年5月10日生
住所	大阪府東大阪市柏田西3丁目11番2号	生	昭和26年6月29日生	崔文子	昭和26年6月29日生	崔文子	昭和26年6月29日生	崔文子	昭和20年12月7日生	崔文子	昭和20年12月7日生	崔文子	昭和20年12月7日生	崔文子	昭和45年5月10日生
住所	大阪府東大阪市柏田西3丁目11番2号	生	昭和26年6月29日生	崔文子	昭和26年6月29日生	崔文子	昭和26年6月29日生	崔文子	昭和20年12月7日生	崔文子	昭和20年12月7日生	崔文子	昭和20年12月7日生	崔文子	昭和45年5月10日生
住所	大阪府東大阪市柏田西3丁目11番2号	生	昭和26年6月29日生	崔文子	昭和26年6月29日生	崔文子	昭和26年6月29日生	崔文子	昭和20年12月7日生	崔文子	昭和20年12月7日生	崔文子	昭和20年12月7日生	崔文子	昭和45年5月10日生
住所	大阪府東大阪市柏田西3丁目11番2号	生	昭和26年6月29日生	崔文子	昭和26年6月29日生	崔文子	昭和26年6月29日生	崔文子	昭和20年12月7日生	崔文子	昭和20年12月7日生	崔文子	昭和20年12月7日生	崔文子	昭和45年5月10日生

○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

(四) 救急医療

休日夜間急诊センターや二十四時間対応する診療所等で初期の救急医療を提供する機能、緊急手術や入院を必要とする救急患者に医療を提供する機能及び生命にかかる重篤な救急患者に救命医療を提供する機能（都道府県内のプロックごとの救急医療機関の役割、在宅当番医制又は休日夜間急诊センター・入院を要する救急医療機関・救命救急センターに実際に搬送される患者の状態、自動体外式除細動器（AED）等病院前救護体制や消防機関との連携（病院間搬送を含む）又は休日夜間急诊センター・入院を要する救急医療機関・救命救急センターに実際に搬送される患者の状態、自動体外式除細動器（AED）等病院前救護体制や消防機関との連携（病院間搬送を含む）等）

(五) 災害時における医療

災害時に被災地へ出動し、迅速に救命医療を提供する機能、その後避難所等において診療活動を行う機能、被災しても医療提供を引き続き維持し被災地の医療提供の拠点となる機能及びN.B.C.T.（核兵器、生物兵器、化学兵器等によるテロを含む）等特殊な災害に対し医療支援を行なう機能（都道府県内外での災害発生時の医療の対応、災害派遣医療チーム（D.M.A.T.）の整備状況と活用計画を含む）、広域搬送の方法、後方医療施設の確保、消防・警察等関係機関との連携、地域医療・救急医療情報システムの状況、災害拠点病院の耐震化・医薬品の備蓄状況、災害に対応した訓練計画等）

(六) べき地の医療

べき地保健医療計画と整合性がとれるようにべき地の医療を支援できる機能（第十次べき地保健医療対策を踏まえた対応、搬送・巡回診療、医師確保等べき地の支援方法等による連携体制等）

正常な分娩を扱う機能（日常の生活・保健指導及び新生児の医療相談の機能を含む）及び高度な診療をするリスクの高い分娩を扱う機能（妊娠婦の状態に応じ、居宅等に戻るまでの医療の流れ、病態・医療機能に着目した診療実施施設、総合周産期母子医療センターと地域の周産期医療の医療連携体制（搬送体制を含む）、自治体立病院等の産科に関する医療資源の集約化・重点化等）

(五) 小児医療

小児の健康状態の相談を行う機能、在宅当番医制、休日夜間急诊センターや二十四時間対応する診療所等初期の小児救急医療を提供する機能、緊急手術や入院を必要とする救急患者に医療を提供する機能及び生命にかかる重篤な救急患者に救命医療を提供する機能（都道府県内のプロックごとの救急医療機関の役割、在宅当番医制又は休日夜間急诊センター・入院を要する救急医療機関・救命救急センターに実際に搬送される患者の状態、自動体外式除細動器（AED）等病院前救護体制や消防機関との連携（病院間搬送を含む）等）

2

(一) 救急医療において、生命にかかる重篤な救急患者に救命医療を提供する機能を有する医療機関である高度救命救急センターを医療計画に明示する場合には、

広範囲熱傷、急性中毒等の特殊疾病のうち、特に当該センターが対応体制を整備していけるものについて記載する必要がある。なお、この場合においては、当該都道府県内のセンターに限らず、広域的に対応する隣接都道府県のセンターを記載する」

精神科救急医療については、輪番制による緊急時における適切な医療及び保護の機会を確保するための機能、重度の症状を呈する精神科急性期患者に対応する中核的なセンター機能を強化する」と求められる。

(二) 救急医療や災害時における医療については、患者の緊急度、重症度等に応じた適切な対応が求められる。このため、救急用自動車はもとより、ドクターカー（必要な機器等を装備し、医師等が同乗する）により救命医療が可能な救急搬送車両を立派に構成することが重要である。その際、救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法（平成十九年法律第二百三号）が成立したこと

条に規定する救急医療用ヘリコプターを用いることが考えられる。この場合、同法第三条第一項の規定に基づき「医療計画に同項目等に掲げる事項を定めること」が求められる。こうした「運転の救急搬送と救急医療の連携の確保に当たっては、いつかるメモ、カルコートロール体制の一層の充実・強化を図ることも重要である。

離島やべき地における医療についてでは、医師等の個人的努力に依存するのでではなく、べき地保健医療対策に基づく各都道府県において充実が必要であり、特に公的医療機関や社会医療法人等の役割の明確化を通じ、医師等の継続的な派遣による支援体制の確立等に努める。また、診療所が当番制等により初診から外来での通院や入院を経て居宅に戻るまでの医療の流れ、病態・医療機能に着目した診療実施施設、小児救急医療の提供体制（在宅当番医制又は休日夜間急诊センター・入院を要する救急医療機関・救命救急センター・病院間搬送・電話相談事業等）の状況、自治体立病院等の小児科に関する医療資源の集約化・重複化等）

(三) 事業者として配慮すべき事項

精神科救急医療において、生命にかかる重篤な救急患者に救命医療を提供する機能を有する医療機関である高度救命救急センターを医療計画に明示する場合には、

(四) 周産期医療

精神科救急医療については、輪番制によ

り、三十一年厚生省告示第三百七十号）第一一A第二款に規定する安全性能審査の手続（平成二年厚生省告示第二百三十三号）第三条規定期の規定により公表する。

平成十九年十一月六日 組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続を終了した生物

厚生労働大臣 舟澤 郁一

及び業務の連携の充実に努めることが必須である。さらに、周産期医療体制の整備を進める中で、隣接都道府県との連携体制を必要に応じて確保することや救急医療との連携体制を確保することも重要な構築が重要である。

また、NICOU（新生児集中治療室）退院後の未熟児等に対する後方支援施設等における継続的な医療提供体制の構築が重要である。小児科医師や看護師等による小児救急医療を専門とする病院が重症の小児救急患者に重点的に対応することとともに、診療所が当番制等により初期の小児救急医療を二十四時間体制で担うことを通じて、拠点となる病院が重症の小児救急患者に重点的に対応することを可能とする体制を構築することが必要である。

第四の三中「規定する」を「掲げる」に改め、「小児医療」の下に「（小児救急医療を含む）」、都道府県知事が当該都道府県における疾病的発生の状況等に照らして特に必要と認める医療」を加える。

第四の三中「規定する」を「掲げる」に改め、「小児医療」の下に「（小児救急医療を含む）」、都道府県知事が当該都道府県における疾病的発生の状況等に照らして特に必要と認める医療」を加える。

品種又は品目	名 称	申 請 者
とうもろこし	チヨウ目害虫抵抗性トウモロコシMON89034 系統	日本モンサント株式会社
とうもろこし	チヨウ目害虫抵抗性及び除草剤グリホシネットトウモロコシBt11系統と除草剤グリホセート耐性トウモロコシGA21系統を掛け合わせた品種	シンジエンタシード株式会社
とうもろこし	チヨウ目害虫抵抗性及び除草剤グリホシネットトウモロコシBt11系統とコウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシMIR604系統を掛け合わせた品種	シンジエンタシード株式会社
とうもろこし	チヨウ目害虫抵抗性及び除草剤グリホシネットトウモロコシMIR604系統と除草剤グリホセート耐性トウモロコシGA21系統を掛け合わせた品種	シンジエンタシード株式会社
とうもろこし	チヨウ目害虫抵抗性及び除草剤グリホシネットトウモロコシBt11系統とコウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシMIR604系統を掛け合わせた品種	シンジエンタシード株式会社